

久御山町特定事業主行動計画

久御山町長
久御山町議会議長
久御山町消防長
久御山町教育委員会
久御山町水道事業管理者

総論

- 1 目的 次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、行動計画策定指針に掲げられた基本的指針を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。
- 2 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日
- 3 計画の推進体制
次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・実施委員会を設置する。
次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供を実施する。
仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。
本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・実施委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえるとともに、社会情勢等の変化を考慮し、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図る。
出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図る。
妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う等適切な配慮を行う。
妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則とし

て命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知を図る。

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

職場会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、円滑に職場復帰できるよう休業期間中の広報紙等の送付等を行う。

エ その他

早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

イ 一斉定時退庁日等の実施・徹底

水曜日のノー残業デーには、館内放送及びスターオフィス等による注意喚起に努め徹底を図る。

毎月19日をイク(育)児の日と名づけ、職員が育児あるいは家事を行う日とし特に男性職員の育児(家事)参加を意識づける。

ウ 事務の簡素合理化の推進

各職場において業務処理計画表等を作成させ、効率的な事務遂行を図る。

各課等の事務事業について、目的、効果、必要性等について十分検

話し、廃止できるものは廃止する。

会議・打合せについては、極力スターオフィスを活用する。

定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

エ その他

繁忙期における課内あるいは部内の応援体制を強化し、時間外勤務の縮減を図る。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

職員の年間年次休暇取得日数を設定し、その確実な実行を図る。

各職場において、休暇計画表を作成する等、計画的な年次休暇の取得促進を図る。

管理職に対して、職員の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

年次休暇の計画的取得促進を徹底させるため、スターオフィス等を用い啓発する。

緊急時の連絡体制を強化し、休暇中にも確実に連絡がとれるようにすることにより、休暇の取得率を向上させる。

イ 連続休暇等の取得の促進

月・金と休日を組み合わせる年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。

子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇等の取得促進を図る。

国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

勤続 10、20、30 周年のリフレッシュ休暇の完全取得促進を図る。

年 1 回、年次休暇を利用した 1 週間の連続休暇の取得促進を図る。

職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

以上のような取組を通じて、職員 1 人当たりの年次休暇の取得を 2.5% 増加させる。(平成 16 年平均 11 日 平成 21 年平均 14 日)

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、完全取得できる雰囲気醸成を図る。

- (6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発を行う。
セクシュアルハラスメント防止のための研修会等を開催する。